土佐の匠認定要綱

1　目的

この要綱は、技能尊重気運の浸透と高揚及び技能後継者の意欲の一層の向上に資するため、県内産業の基盤を支え、その振興に貢献している熟練技能・技術や、各地域において古くから受け継がれてきた伝統技能（以下「熟練技能等」という。）の優れた保持・承継者を「土佐の匠（たくみ）」として認定することについて、必要な事項を定める。

2　熟練技能等の分野

熟練技能等の分野は、県内産業の基盤を支え、その振興に貢献していると認められるもの又は各地域にあって、伝統性や独自性を持つとともに文化的にも価値が高く、一般の理解を得られやすいものとする。

（１）例として、次のものが挙げられる。

ア　熟練技能・技術

機械加工、鋳造、研磨、めっき、溶接、大工、左官、鉄筋施工等の業　種

イ　伝統技能

和紙製造、打刃物製造、珊瑚加工、土佐漆喰塗装、民・工芸品製造等の業種

（２）その他土佐の匠認定協議会が認めるもの

3　土佐の匠認定協議会の設置と運営

（１）目的

土佐の匠（以下「匠」という。）の認定を公平、適切に行うため、土佐の匠認定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（２）構成及び機能

ア　協議会は、職業能力開発関係者及び学識経験者等８名以内で構成する。ただし、必要に応じ、臨時に１～２名の委員を増員することができる。

イ　協議会は、匠認定に関し意見を述べることができる。

ウ　推薦者は、協議会において認定候補者の熟練技能等に関して意見を述べることができる。

（３）任期

委員の任期は２年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、また、委員は再任することができる。

（４）会長及び副会長

ア　協議会に会長及び副会長を置く。

イ　会長及び副会長は委員の中から、互選により選出する。

ウ　会長は、会務を総括し、会議を司る。

エ　副会長は、会長を補佐し、会議の円滑な運営を図る。

オ　会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（５）会議の招集

協議会は必要に応じ、会長が招集する。

（６）会議録

会長は、協議会の議事について、会議録を作成する。

（７）事務
　協議会の事務は、高知県商工労働部雇用労働政策課において行う。
（８）その他
　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

４　認定候補者の基準
（１）その者が持っている２で定める熟練技能等の程度が優れており、全県下を通じて第一級のものと目されていること。
（２）その熟練技能等に関して、原則15年以上の経験を有し、かつ、35歳から70歳までの者（当該年度４月１日現在での満年齢）であって、将来的にも当該技能への多くの貢献が期待される者であること。
（３）その熟練技能等に関して、現に第一線で活動を行っており、また、その活動を通じて、当該技能の普及・振興や後継者の育成に寄与している者であること。
（４）その者が、次のいずれかに該当しないこと。
　ア　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この（４）において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この（４）において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この（４）において同じ。）であるもの
　イ　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの
　ウ　その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあってはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この（４）において同じ。）暴力団員等であるもの
　エ　暴力団員等がその事業活動を支配しているもの
　オ　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの
　カ　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
　キ　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの
　ク　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの
　ケ　自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの

コ　自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

5　認定候補者の推薦

関係団体、市町村は、４に該当すると認める者がある場合には、次により候補者を推薦することができる。ただし、各団体等とも推薦数は１名までとする。

（１）推薦書（様式第１号）
（２）技能功績等調書（様式第２号）
（３）履歴書（様式第３号）
（４）その他参考となる資料

6　匠の認定

（１）匠の認定は、関係団体等の推薦があった者の中から、特に優れた技能を有し、かつ、他の技能者の模範と認められる者に対し、知事が行う。
（２）知事は、匠を認定するに当たって、協議会の意見を聴くものとする。

7　認定の方法

（１）認定は、毎年１回、認定証及び記念品を授与して行う。
（２）認定証の様式等は、別に定める。

8　認定の取消

知事は、６に規定する認定を受けた者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は認定者としてふさわしくない非行のあったときは、認定を取り消すことができる。

9　その他

この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、高知県商工労働部長が定める。

附　則

この要綱は、平成８年６月10日から施行する。
この要綱は、平成９年６月17日から施行する。
この要綱は、平成10年７月14日から施行する。
この要綱は、平成12年11月１日から施行する。
この要綱は、平成13年９月25日から施行する。
この要綱は、平成17年４月１日から施行する。
この要綱は、平成19年５月25日から施行する。
この要綱は、平成24年４月11日から施行する。
この要綱は、平成27年４月１日から施行する。
この要綱は、令和元年５月14日から施行する。
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
この要綱は、令和７年３月31日から施行する。